自転車用ヘルメット着用促進モデル事業所 実施要領

1 目的

自転車利用時のヘルメット着用意識を県民に浸透させるため、自転車用ヘルメット 着用促進モデル事業所(以下、モデル事業所という。)を募集する。

2 取組内容

モデル事業所は、特に通退勤時等に自転車用へルメットを着用する県民のモデル (模範)として、ヘルメットの着用意識を県民に浸透させるため、県と連携して啓発 活動を行う。(各事業所が実施した啓発活動は県民に対して公表予定)

(1) モデル事業所の要件

- ・通勤退勤時に自転車用ヘルメットを着用する者が3名以上いること※3名には県からヘルメットの無償提供を受ける方を含めて構いません
- ・当事業に関する取組みについて社内掲示板や社内会議等で紹介するほか、自転車 用ヘルメットを着用して自転車を利用している様子を広報誌、ホームページ、SNS 等で情報発信できること
- ・県からの依頼に応じ、街頭啓発活動等の各種啓発活動に協力できること ※各種啓発活動への協力は任意です

(2) モデル事業所への登録

- ・様式「ヘルメット着用モデル事業所等登録用紙」に必要事項を記載してください。
- ・モデル事業所等に登録された場合、県より自転車用ヘルメットを提供させていた だきます。(1事業所あたり3個まで。予算がなくなり次第終了)

※ヘルメットの無償提供を受ける方の条件は以下のとおりです。

- ・福井県内において、通退勤等で日常的に自転車を利用する方
- ・まだヘルメットを持っていない方

(3) アンケートおよび実績報告について

- ・アンケートおよび実績報告(ヘルメット着用の様子を写真で報告すること等を 予定)は、令和4年12月頃に県より依頼させていただく予定です。
- ・各モデル事業所の報告内容は、県民安全課のホームページ等で公表させていた だきます。

3 その他

本要領に定めのない事項や細部の事業内容については、その都度県と協議の上、決定するものとします。また、事業内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとします。

令和4年6月15日 作成 令和4年8月19日 改正